

平成 30 年 3 月

遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 3 月 22 日（木） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 05 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 解約について
 - 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

- 議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 78 号 非農地証明願いについて
- 議第 79 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 80 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議第 82 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 83 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 85 号 農用地利用配分計画案について
- 議第 86 号 農業委員会事務職員の任免について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
北部	高橋 正人						

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 3 月定例会を開催します。</p> <p>今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきますが、その後、町長部局の人事異動もありますので、議案の順序を変更させていただき、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>16 名全員出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦勞様です。確定申告も終わって、ゆっくりしているとところだと思いますけれども、まだ寒さは続いておりますが、雪も融けて、だいぶ春らしくなってきました。</p> <p>農作業の方もハウスの耕起や温湯消毒などが始まってきております、中には畦畔付けが終わった人もおるようです。くれぐれもけがや事故には気を付けて作業を行いましょう。</p> <p>先月の始めですが、農地中間管理機構の支援センターの役員との意見交換がありました。やはり高齢化に伴う担い手不足が深刻であるということでした。農地の集積については、県全体でも前に進んでいる状況ですが、集約についてはなかなか難しいというのが現状のようです。</p> <p>そこで話し合われた中で、認定農業者や法人のリーダー的存在が、これからの農業に重要な役割を果たすのではないかとということでした。また、地主と耕作者が同じ共通認識を持つことが必要ではないかと話し合われました。私たちも集積、集約に向け、少しでも手助けできるように努力していきましょう。</p> <p>それでは、今総会に提出されました案件の慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 4 番鈴木一弥委員、5 番高橋正樹委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、先ほど事務局長よりありました、議第 86 号 農業委員会事務職員の任免について、繰り上げて審議します。係長及</p>

	<p>び主事は一時退席してください。</p> <p>(事務局、退席)</p> <p>それでは事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 86 号 農業委員会事務職員の任免について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 86 号 農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、佐藤事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p>(事務局長、退席)</p> <p>(事務局、着席)</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 25 計 1 筆、30 m²</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 7 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 76 計 8 筆、8,844 m²</p> <p>番号 77 計 16 筆、28,218 m²</p> <p>番号 78 計 5 筆、13,956 m²</p> <p>番号 79 計 1 筆、2,112 m²</p> <p>番号 80 計 13 筆、16,252 m²</p> <p>番号 81 計 18 筆、34,831 m²</p> <p>番号 82 計 1 筆、2,363 m²</p> <p>以上 7 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別に説明させていただきます。番号75-1、75-2、76-1、76-2は農地中間管理機構を介した契約となっております。</p> <p>番号75-1、75-2 計1筆、1,896㎡ 解約後、議第84号(1)番号20で所有権移転の予定です。</p> <p>番号76-1、76-2 計2筆、3,384㎡ 解約後、議第84号(1)番号21で現在の借人に所有権移転の予定です。</p> <p>番号77 計4筆、11,453㎡ 解約後、議第84号(1)番号22で所有権移転の予定です。</p> <p>番号78 計4筆、10,555㎡ 解約後、議第84号(1)番号23で現在の借人に所有権移転します。なお、所有権移転する土地は2筆で、2筆は自作地となります。</p> <p>番号79 計1筆、294㎡ 農地中間管理機構に利用権を設定するために解約します。</p> <p>番号80 計2筆、16㎡ 一時転用のため、部分的に解約します。</p> <p>番号81 計1筆、3,038㎡ 契約方法を賃貸借から使用貸借に変更するため解約するものです。詳細は、議第80号番号34で説明します。</p> <p>番号82 計1筆、700㎡ 解約後、議第84号(1)番号25で所有権移転の予定です。また、所有権移転後は議第84号(2)番号226で農地所有適格法人に利用権設定を行います。</p> <p>番号83-1、83-2は農地利用集積円滑化団体を通じた契約です。 計1筆、6,480㎡ 解約後は、議第84号(2)番号230-1、230-2で第三者に利用権設定を行います。今回の解約は、借人の通作困難のためです。</p> <p>続きまして、番号84と85は農地中間管理機構を通じた契約について、借り手の変更を行うため解約するものです。よって、貸人はいずれも、公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 若松正俊さんです。</p> <p>番号84 計4筆、13,853㎡ 番号85 計4筆、2,976㎡ 最後に番号86-1、86-2について説明します。こちらは農地利用集積円滑化団体を通じた契約です。 計7筆、12,272㎡ 解約後は、議第84号(1)番号26で所有権移転の予定です。 以上です。</p>

議長	<p>はじめに番号 75-1、75-2 について審議いたします。</p> <p>この件につきましては、高橋正樹委員に関する案件ですので、高橋委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(5 番高橋 正樹委員 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>番号 75-1、75-2 について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 75-1、75-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 75-1、75-2 について、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>高橋委員は着席願います。</p> <p>(5 番高橋 正樹委員 着席)</p> <p>次に、番号 85 について審議いたします。</p> <p>この件については、佐藤重一会長代理に関する案件ですので、佐藤会長代理は、一時退席をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤 重一委員 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。番号 85 について、何か質問・意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 85 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 85 について、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>佐藤会長代理は着席願います。</p> <p>(15 番佐藤 重一委員 着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました番号 75-1、75-2、85 以外の案件について質疑を行います。ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 75-1、75-2、85 以外の案件につきまして、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 75-1、75-2、85 以外の案件について、原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 78 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は3頁、補足説明資料は1頁をご覧ください。</p> <p>番号11 計1筆、483㎡</p> <p>申請地につきましては、平成8年頃から駐車場として使用しており、以来20年以上経過しております。農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。</p> <p>現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。</p> <p>15日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、渡会 健委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>3月15日に現地調査を行ないました。4頁の写真ですが、上が道路側から見た様子で、下の写真が駐車場から見た写真です。申請者の父親が使用貸借を始めたということでした。写真ではあまり車はありませんが、普段だと満車になるようでした。現地は駐車場として碎石路盤となっております。農地に復元することは著しく困難だということで、非農地として証明するのが妥当だと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>ここは住宅街で、農地に復元したとしても、そのあとの管理が大変なんだと思いますので、非農地として認めてもいいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは3番渡会 健委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(3番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番渡会 健委員	<p>部会長と同じく許可相当と見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第78号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第78号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第79号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げ</p>

	<p>る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。どちらも贈与による所有権移転となります。</p> <p>番号 19 計 1 筆、30 m²</p> <p>この件については、渡会委員より現地調査を行っていただきましたので、この後ご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 20 計 1 筆、353 m²</p> <p>この件については、菅原幸男委員より現地調査を行っていただきましたので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 19 について、3 番渡会 健委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(3 番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会 健委員	<p>11 日に現地確認に行ってみりました。雪捨て場になっておりまして、積雪が 1m50cm くらいありまして確認はできなかったのですが、本人に確認しましたら、年に数回、保全管理ということで草刈り程度をしているということでした。特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 20 について 7 番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>3 月 8 日に現地調査に行ってみりました。譲渡人と譲受人の間では永代小作権があるということを譲受人が申し出ておりまして、譲渡人は非農家ということもありまして、これまで小作していたものを贈与していただきまして、これからは稲を作るということでした。現況は、問題なく田んぼとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 79 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数ですので、議第 79 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 80 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明申し上げます。審査基準書は 7 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p>

	<p>番号 34 計 1 筆、3,038 m² 番号 35 計 1 筆、1,011 m²のうち 80.15 m²</p> <p>この土地については、農業者年金受給のため使用貸借契約が結ばれていましたが、一時転用をしておりました。その期間が終了したため、再度使用貸借を設定するものです。終期は他の使用貸借を結んでいる土地と揃えたため、期間は年単位とはなっておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>35 番の土地ですけれども、耕作できるようになっているかどうかというのは確認しているんですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>一時転用の期間が終わって、その土地を返す際には農地として利用できるようにして返さなければならないというのがありまして、完了報告書をいただきまして県に進達しておりますが、写真が添付されておりますので、元の状態に戻っていることを確認しております。</p>
議長	<p>他にある方いませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 80 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 80 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 8 頁、補足説明資料は 4 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、農用地区域内の山砂を、農地を造成するため採取するとともに、搬出路として使用するため一時転用許可申請したものです。</p> <p>区域は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外で、期間は許可の日から 1 年間となっています。</p> <p>農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で 3 年以内の一時転用で農振計画の達成には支障がない場合には許可できるとなっています。</p> <p>1 年間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考えます。</p> <p>一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農</p>

	<p>地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>15日に、齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>3月15日に現地調査を行いました。</p> <p>9頁の字限図ですが、緑の部分が砂を取るところで、10頁を見てもらいますと、上の部分の緑の部分がありますが、以前資材置場として申請のあった脇を搬出路として申請されております。それが11頁の上の写真はその部分であります。一時転用して砂採取を行って農地を造成するという事で、1年間で採取して、その後は農地に復元するという連帯補償もされていきますし、耕作者も決まっているということでしたので、鈴木委員から何かお話があればと思います。周辺の農地への悪影響もないですし、区長、生産組合長の同意も得ていることから許可相当だと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。周囲の農家の方々に迷惑はかけないということで許可相当と判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは4番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>私はあまり砂採取は賛成ではないんですが、採取後は畑ということで、間違いない人が作るということで、仕方がないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは今井推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井 彰推進委員	<p>部会長はじめ、今までの説明のとおりであります。私も優良農地を造成して、耕作者も決まっているということなので許可相当だと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査の報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(8番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8番菅原寛志委員	<p>現場わからないのですが、搬出路ということでこの部分を使うということですが、10頁を見ますと、コの字の真ん中あたりに道路みたいなのがありますが、ここは道路ではないのですね。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>10頁の採取場所から左側に色が塗られていない部分、農道形のような部分がありますが、個々を使うことが最短の経路となるわけですが、相続がなされておらず所有者がはっきりしていないためハンコをいただくことが</p>

	<p>できないので、この赤い部分を使わせていただきたいということで申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>総会議案書を見ると畑となっていますが、登記簿では山林という表示になっているようですが、その点について教えていただければと思います。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>12 頁以降に登記簿掲載しておりますが、登記簿上は山林となっております。ただ、現況地目は畑ということで課税されておりますので、農地法上現況主義ということもありますので、畑ということで、今回は県知事の許可が必要だということで申請されております。</p> <p>以前にも、この点についてはご議論があったわけで、町民課にも話しておりますが、写真を見ると山林のようになっておりますが、過去、どのくらい遡らなければならぬか分かりませんが、畑として利用していた時期があったので、課税の方でも畑としてみなしているということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
14 番菅原善悦委員	<p>要するに、現況が畑なので畑でいくということですね。山林のようですが、表示が畑なので畑だということですね。了解しました。</p>
議長	<p>他にある方、挙手願います。</p>
事務局	<p>補足説明させていただきますと、イメージしづらいと思いますが、黄色の部分と緑の部分が砂を取る場所ですが、黄色の部分は登記簿も山林、現況も山林ということになっておりますので、農地法の適用外ということになりまして、今回の議案には入っておりません。ただ、農振農用地でありますので、この部分は開発許可ということで申請がされております。</p> <p>また、先ほど菅原寛志委員からありました、直角に曲がっている農道の部分に少し法面が付くのと、南側、東側の一部に 2 段の法面が付くということでありました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に質問のある方、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 82 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p>

	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 15 頁、補足説明資料は 41 頁からご覧ください。</p> <p>番号 10 番、計 1 筆 153 m²です。</p> <p>申請理由は採捕場敷地のためです。</p> <p>申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内となっております。農振農用地から農振除外手続き中で、10ha 以上の集団農地に接していることから第 1 種農地と判断されます。</p> <p>水産動植物の養殖用施設その他これに類するもので水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものであり、必要な資金も確認しており現実性があり、土地改良区からの意見書もあり、周辺農地にも支障がないことから許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、齋藤部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名で現地調査を行っていただいております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>3 月 15 日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、下の図で、細長い赤い部分であります。16 頁の写真ですが、この細長い部分で、採捕場の敷地と一体化しているという状況でした。以前、農振除外ということで申請されたところです。今回、所有権移転して転用するという申請であります。申請目的、また周辺農地にも支障がないということから許可相当と見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、9 番今野副部会長からも現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>問題ないと思います。私も部会長と同じく許可相当だと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、14 番菅原善悦委員からも報告をお願いします。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>私も同じ意見です。確か、前に一度確認したところなので問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査の報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 82 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 82 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 83 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請</p>

	<p>について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 20 頁、補足説明資料は 55 頁からご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、議第 81 号でご審議いただき、議決いただきました山砂採取の搬出路として使用するための一時転用です。</p> <p>番号 3-1 計 1 筆、222 m² 番号 3-2 計 5 筆、358 m² 番号 3-3 計 1 筆、63 m² 番号 3-4 計 2 筆、16 m² 番号 3-5 計 2 筆、53 m² 番号 3-6 計 2 筆、36 m² 番号 3-7 計 1 筆、18 m² 番号 3-8 計 1 筆、29 m² 番号 3-9 計 1 筆、17 m²</p> <p>申請地は農用区域内の山砂を農地を造成するため採取し、その山砂の搬出路として一時転用許可申請をしたものです。</p> <p>区域は都市計画区域外、農振農用区域内、土地改良事業受益地外で、期間は許可の日から 1 年間となっています。</p> <p>農用区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で 3 年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなっています。</p> <p>一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>相続の関係で了解を得ることができないということもあり、他に設置できる経路が無く、一時転用許可済みの搬出路も使用する計画であり、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いとして町長からの同意を得ていることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>19 日に、齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っていただいております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>3 月 15 日に現地調査を行いました。</p> <p>議第 81 号の関連であります。基準書の 20 頁に位置図ありますが、先ほどのところと同じであります。だいが赤く塗られていますが、関係した土地全て塗られているので、実際は 21 頁の赤い部分ということになります。</p> <p>22 頁の写真ですが、北の方から砂取場の方へ向かって、これが搬出路となります。林のあるところが砂取場となります。砂取場からの搬出路として一時転用許可を申請したものです。議第 81 号と同様に、農地に復元する連帯保証がされ、周辺農地に与える影響もない、また 9 名の関係者の同</p>

	意も得ており、許可相当と見てまいりました。 以上です。
議長	それでは9番今野副部長より現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9番今野一彦委員	特に問題点はないのかなと見てきました。私も許可相当だと判断いたします。 以上です。
議長	それでは4番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。 (4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)
4番鈴木一弥委員	私も部長、副部長と同様に許可相当と判断してきました。 以上です。
議長	それでは今井推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)
今井 彰推進委員	今までの説明のとおりであります。私も許可相当と見てきました。 以上です。
議長	この件につきましては、菅原幸男委員に関する案件ですので、菅原幸男委員は一時退席をお願いします。 (7番菅原 幸男委員 退席) それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査の報告について、発言のある方は挙手願います。 (14番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)
14番菅原善悦委員	この土地は、基本的に農道ではないのですか。営農計画書を見ると畑として使うと書いてありますが。戻しても農道になるのではないのですか。
議長	(4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)
4番鈴木一弥委員	上のところは畑として利用し、下のところは農道として利用するということだと思います。
14番菅原善悦委員	復元する場合は、畑けれども農道として使うということですね。営農計画書を見ると一律的に畑として使うという書きぶりなので。
議長	砂を取るところで、東側に農道伸びておりますが、取った後はこの農道使えなくなりますので、通行止めの看板を立てるということです。奥の方に畑をしている人いるそうですが、別のところから行けるそうです。
事務局	農道として筆は分かれていないのですが、関係者が自分の農地を出し合って、利便性のために農道として利用しているところについての復元について庄内総合支庁に確認したところ、そのような場合には農道への復元で良いのではないかと回答はいただいております。 以上です。
議長	(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6番川俣義昭委員	西山の場合は、田のように公用の農道というのが無いわけですか。あるのは、保安林の林道とか中通りの農道はありますが、その他の自分の畑に行く場合には、お互いの畑を潰して農道にして入っていくという、どこも同じだと思います。それが現状です。
議長	他に発言のある方。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第83号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

	<p>て、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 83 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 菅原委員は着席願います。 (7 番菅原 幸男委員 着席)</p> <p>次に、議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 26 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 7 件、(2) 利用権設定は新規設定が 6 件、再設定が 14 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1) 所有権移転</p> <p>番号 20 計 1 筆、1,896 m² 10a あたり約 210,970 円、総額 400,000 円の売買による所有権移転です。 この件につきましては、番号 23、24 と併せて、榊原委員に現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 21 計 2 筆、3,384 m² 10a あたり 500,000 円、総額 1,692,000 円の売買による所有権移転です。 この件については渡会委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 22 計 5 筆、12,128 m² 田については 10a あたり 600,000 円で、畑は 0 円です。総額 6,871,800 円の売買による所有権移転です。 この件については、番号 26 とともに、佐藤会長代理より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 23 計 2 筆、10,029 m² 10a あたり約 598,265 円、総額 6,000,000 円の売買による所有権移転です。</p> <p>番号 24 計 1 筆、2,049 m² 10a あたり約 610,053 円、総額 1,250,000 円の売買による所有権移転です。</p> <p>番号 25 計 1 筆、700 m² 10a あたり 500,000 円、総額 350,000 円の売買による所有権移転です。 この件については菅原幸男委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 26 計 10 筆、12,639 m²</p>

単価は総会議案書のとおりで、総額 3,300,000 円の売買による所有権移転です。

続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 31 頁をご覧ください。

(2) 利用権設定

番号 215 から 225 まではすべて同一人と再設定となります。

番号 215 計 7 筆、24,565 m²

期間は 10 年、単価は 10a あたり 9,500 円です。

番号 216 計 12 筆、17,682.80 m²

期間は 2 年、単価総会議案書のとおりです。

番号 217 計 5 筆、9,475 m²

期間は 2 年、単価総会議案書のとおりです。

番号 218 計 15 筆、34,199 m²

期間は 2 年、単価は総会議案書のとおりです。

番号 219 計 1 筆、4,173 m²

期間は 5 年、単価は 15,000 円です。

番号 220 計 1 筆、485 m²

期間は 5 年、単価は 21,000 円です。

番号 221 計 4 筆、6,008 m²

期間は 5 年、単価は 25,000 円です。

番号 222 計 6 筆、15,361 m²

期間は 5 年、単価は 19,000 円です。

番号 223 計 1 筆、3,188 m²

期間は 11 年、単価は 17,000 円です。

秋に中間管理事業を使った利用権設定を考え、短い期間に設定しております。

番号 224 計 6 筆、15,346 m²

期間は 3 年、単価は 19,000 円です。

番号 225 計 7 筆、21,676 m²

期間は 5 年、単価は、田が 21,000 円、畑が 2,000 円です。

番号 226 計 1 筆、700 m²

単価は 2,500 円、期間は他の契約と終期を揃えたため年単位ではない期間となっております。新規に設定です。

番号 227 から 229 については、同一人と再設定です。

番号 227 計 6 筆、1,955.85 m²

期間は 10 年、単価は 17,000 円です。

番号 228 計 1 筆、1,855 m²

期間は 10 年、単価は 5,000 円です。

番号 229 計 10 筆、8,158 m²

期間は 2 年、単価は 13,000 円です。

番号 230-1、230-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約で、新規に設定です。

計 1 筆、6,480 m²

期間は 10 年、単価は 12,000 円です。

番号 231 以降は、農地中間管理機構を通じた契約となります。よって借人はすべて、公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 若松正俊さんです。

期間は 9 年 11 ヶ月で、単価は全て 17,000 円です。

番号 231 計 3 筆、5,608 m²

番号 232 計 1 筆、1,004 m²

	<p>番号 233 計 1 筆、294 m² 番号 234 計 1 筆、578 m² 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 20、23、24 につきまして、11 番榊原一男委員より現地調査の報告をお願いします。 (11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>現地調査の結果を報告します。 20 番は転作田で、以前は別の人が作っていましたが、譲受人が隣を作っているということで受けたようです。 23 番、24 番は、これまでも譲受人が作っておりました。譲受人は認定農業者で、何も心配ないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 21 につきましては、3 番渡会 健委員より現地調査の報告をお願いします。 (3 番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会 健委員	<p>11 日に確認してまいりました。譲受人が今までも作っておったということで、これからも田んぼの耕作については問題ないと確認してまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 22、26 につきましては、15 番佐藤重一会長代理より現地調査の報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>譲受人は、皆さんご存知のとおり、20 年前から直播きをやって、子供さんも手伝ったりしており、譲受人としては問題ないと思います。 番号 22 について、借人に聞いてみましたが、買えないということでした。 番号 26 は、今まで譲渡人の親戚の方が作っておりましたが、一部は以前買ったのですが、条件の悪いところばかり残ってしまって、譲受人が総額 3,300,000 円で全部管理しますということでした。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、最後に(1) 所有権移転の番号 25 につきまして、7 番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。 (7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>譲受人に聞いてまいりました。 第三者が借りて耕作しておりましたが、購入後は育苗ハウスを建てたいということでした。現況を見てまいりますと、水稻を作付した後できれいになって問題ありませんでした。 以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>3 月 15 日に、202 会議室で委員 7 名中 5 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p>

	<p>はじめに、(2) 番号 223 について、質疑に入ります。</p> <p>この件は、土門健太郎委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(12 番土門 健太郎委員 退席)</p> <p>それでは、(2) 番号 223 について、何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 223 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 223 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>土門委員は着席願います。</p> <p>(12 番土門 健太郎委員 着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました(2) 番号 223 以外の案件につきまして、質疑に入ります。</p> <p>事務局からの説明と現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 223 以外の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 223 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 85 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 34 頁、A3 版の頁をご覧ください。第 5 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 84 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。</p> <p>35 頁は移転についての配分計画案です。これは、既にやまがた農業支援センターを通して契約してあるもので、諸般の事情により受け手の変更が必要になったものです。</p>

	<p>なお書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっています。</p> <p>出し手ごとに説明いたします。</p> <p>番号 1 計 4 筆、2,976 m²</p> <p>番号 2 計 4 筆、13,853 m²</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに、34 頁の新規設定から審議いたします。配分計画案の一番左側に番号が振られておりますが、最初に番号 2 の件について審議いたします。</p> <p>この件につきましては川俣義昭委員と鈴木一弥委員に関する案件ですので、川俣委員と鈴木委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(6 番川俣 義昭委員、4 番鈴木 一弥委員 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>番号 2 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 2 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>川俣委員、鈴木委員は着席願います。</p> <p>(6 番川俣 義昭委員、4 番鈴木 一弥委員 着席)</p> <p>次に、新規設定の番号 3 と移転の番号 2 について、審議いたします。</p> <p>この件につきましては、佐藤重一会長代理に関する案件ですので、佐藤会長代理は一時退席願います。</p> <p>(15 番佐藤 重一委員 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 3、移転の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 3、移転の番号 2 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>佐藤会長代理は着席願います。</p> <p>(15 番佐藤 重一委員 着席)</p> <p>それでは、次に新規設定の番号 1 と移転の番号 1 の案件について審議いたします。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 1、移転の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 85 号 農用地利用配分計画案についての新規設定の番号 1、移転の番号 1 について、原案のとおり許可することに決定</p>

いたします。

予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。

(委員、事務局共になし)

無いようですので、これで3月の定例総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。